

【協議第24号】

地方税の取扱いについて（協定項目7）

地方税の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成20年1月16日提出

真岡市・二宮町合併協議会
会長 福田武隼

- 1 個人市民税については、現行のとおりとする。
- 2 法人市民税については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 3 固定資産税については、現行のとおりとする。
- 4 軽自動車税については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 5 市たばこ税については、現行のとおりとする。
- 6 鉦産税については、現行のとおりとする。
- 7 特別土地保有税については、現行のとおりとする。
- 8 都市計画税については、現行のとおりとする。
- 9 入湯税については、合併時に真岡市の制度を適用する。

【協議第24号】

協議事項	7 地方税の取扱い	関係項目	
調整の内容	1 個人市民税については、現行のとおりとする。 2 法人市民税については、合併時に真岡市の制度に統一する。 3 固定資産税については、現行のとおりとする。 4 軽自動車税については、合併時に真岡市の制度に統一する。 5 市たばこ税については、現行のとおりとする。 6 鉱産税については、現行のとおりとする。 7 特別土地保有税については、現行のとおりとする。 8 都市計画税については、現行のとおりとする。 9 入湯税については、合併時に真岡市の制度を適用する。		

㊦

項目	現況		具体的な調整内容
	真岡市	二宮町	
個人市(町)民税	【税率】 ・所得割 6% ・均等割 3,000 円 【納期】 ・普通徴収 第1期 6月1日～6月30日 第2期 8月1日～8月31日 第3期 10月1日～10月31日 第4期 12月1日～12月25日	【税率】 ・所得割 6% ・均等割 3,000 円 【納期】 ・普通徴収 第1期 6月1日～6月30日 第2期 8月1日～8月31日 第3期 10月1日～10月31日 第4期 12月1日～12月25日	現行のとおりとする。

項目(区分)	現 況		具体的な調整内容																																				
	真 岡 市	二 宮 町																																					
	<ul style="list-style-type: none"> ・特別徴収 6月～翌年5月までの月割り額を徴収月の翌月10日 <p>【減免】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法の規定による保護を受ける者 ・当該年において所得が皆無となったため、生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者 ・学生及び生徒 ・前各号に掲げるものを除くほか、特別の事情がある者 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別徴収 6月～翌年5月までの月割り額を徴収月の翌月10日 <p>【減免】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法の規定による保護を受ける者 ・当該年において所得が皆無となったため、生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者 ・学生及び生徒 ・前各号に掲げるものを除くほか、特別の事情がある者 																																					
法人市(町) 民税	<p>【税率】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人税割 14.7% <p>・均等割 制限税率(税額)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>1号法人</td><td style="text-align: right;">3,600,000円</td></tr> <tr><td>2号法人</td><td style="text-align: right;">2,100,000円</td></tr> <tr><td>3号法人</td><td style="text-align: right;">492,000円</td></tr> <tr><td>4号法人</td><td style="text-align: right;">480,000円</td></tr> <tr><td>5号法人</td><td style="text-align: right;">192,000円</td></tr> <tr><td>6号法人</td><td style="text-align: right;">180,000円</td></tr> <tr><td>7号法人</td><td style="text-align: right;">156,000円</td></tr> <tr><td>8号法人</td><td style="text-align: right;">144,000円</td></tr> <tr><td>9号法人</td><td style="text-align: right;">60,000円</td></tr> </table>	1号法人	3,600,000円	2号法人	2,100,000円	3号法人	492,000円	4号法人	480,000円	5号法人	192,000円	6号法人	180,000円	7号法人	156,000円	8号法人	144,000円	9号法人	60,000円	<p>【税率】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人税割 14.7% <p>・均等割 標準税率(税額)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>1号法人</td><td style="text-align: right;">3,000,000円</td></tr> <tr><td>2号法人</td><td style="text-align: right;">1,750,000円</td></tr> <tr><td>3号法人</td><td style="text-align: right;">410,000円</td></tr> <tr><td>4号法人</td><td style="text-align: right;">400,000円</td></tr> <tr><td>5号法人</td><td style="text-align: right;">160,000円</td></tr> <tr><td>6号法人</td><td style="text-align: right;">150,000円</td></tr> <tr><td>7号法人</td><td style="text-align: right;">130,000円</td></tr> <tr><td>8号法人</td><td style="text-align: right;">120,000円</td></tr> <tr><td>9号法人</td><td style="text-align: right;">50,000円</td></tr> </table>	1号法人	3,000,000円	2号法人	1,750,000円	3号法人	410,000円	4号法人	400,000円	5号法人	160,000円	6号法人	150,000円	7号法人	130,000円	8号法人	120,000円	9号法人	50,000円	合併時に真岡市の制度に統一する。
1号法人	3,600,000円																																						
2号法人	2,100,000円																																						
3号法人	492,000円																																						
4号法人	480,000円																																						
5号法人	192,000円																																						
6号法人	180,000円																																						
7号法人	156,000円																																						
8号法人	144,000円																																						
9号法人	60,000円																																						
1号法人	3,000,000円																																						
2号法人	1,750,000円																																						
3号法人	410,000円																																						
4号法人	400,000円																																						
5号法人	160,000円																																						
6号法人	150,000円																																						
7号法人	130,000円																																						
8号法人	120,000円																																						
9号法人	50,000円																																						

項目(区分)	現 況		具体的な調整内容
	真 岡 市	二 宮 町	
	【減免】 ・ 公益法人(収益事業を営む法人を除く) ・ 地縁による団体 ・ 特定非営利活動法人(収益事業を営む法人を除く)	【減免】 ・ 公益法人(収益事業を営む法人を除く) ・ 地縁による団体 ・ 特定非営利活動法人(収益事業を営む法人を除く)	
固定資産税	【税率】 1.4% 【納期】 第1期 5月1日～5月31日 第2期 7月1日～7月31日 第3期 9月1日～9月30日 第4期 11月1日～11月30日 【減免】 ・ 貧困により、生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産 ・ 公益のため直接専用する固定資産 ・ 市の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により著しく価値を減じた固定資産	【税率】 1.4% 【納期】 第1期 5月1日～5月31日 第2期 7月1日～7月31日 第3期 9月1日～9月30日 第4期 11月1日～11月30日 【減免】 ・ 貧困により、生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産 ・ 公益のため直接専用する固定資産 ・ 町の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により著しく価値を減じた固定資産	現行のとおりとする。

項目(区分)	現 況		具体的な調整内容
	真 岡 市	二 宮 町	
軽自動車税	<p>【税率】</p> <p>○原付自転車</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総排気量 0.050以下又は定格出力 0.6kw 以下 1,000 円 ・2輪で総排気量 0.050超 0.090以下 又は定格出力 0.6kw 超 0.8kw 以下 1,200 円 ・2輪で総排気量 0.090超又は定格出力 0.8kw 超 1,600 円 ・3輪以上で総排気量 0.020超又は 定格出力 0.25kw 超 2,500 円 <p>○軽自動車</p> <ul style="list-style-type: none"> 2輪 2,400 円 3輪 3,100 円 4輪 (乗用車営業用) 5,500 円 4輪 (乗用車自家用) 7,200 円 4輪 (貨物車営業用) 3,000 円 4輪 (貨物車自家用) 4,000 円 <p>○小型特殊自動車</p> <ul style="list-style-type: none"> 農耕作業用 1,600 円 その他のもの 4,700 円 2輪小型自動車 4,000 円 	<p>【税率】</p> <p>○原付自転車</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総排気量 0.050以下又は定格出力 0.6kw 以下 1,000 円 ・2輪で総排気量 0.050超 0.090以下 又は定格出力 0.6kw 超 0.8kw 以下 1,200 円 ・2輪で総排気量 0.090超又は定格出力 0.8kw 超 1,600 円 ・3輪以上で総排気量 0.020超又は 定格出力 0.25kw 超 2,500 円 <p>○軽自動車</p> <ul style="list-style-type: none"> 2輪 2,400 円 3輪 3,100 円 4輪 (乗用車営業用) 5,500 円 4輪 (乗用車自家用) 7,200 円 4輪 (貨物車営業用) 3,000 円 4輪 (貨物車自家用) 4,000 円 4輪 (雪上走行専用) 2,400 円 <p>○小型特殊自動車</p> <ul style="list-style-type: none"> 農耕作業用 2輪 1,600 円 4輪 (1,000cc 以下) 2,400 円 4輪 (1,000cc 超え) 3,100 円 刈取脱穀作業用 2,400 円 その他のもの 4,700 円 2輪小型自動車 4,000 円 	合併時に真岡市の制度に統一する。

項目(区分)	現 況		具体的な調整内容
	真 岡 市	二 宮 町	
	<p>【納期】 5月1日～31日</p> <p>【標識紛失時の弁償金】 300円</p> <p>【減免】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益のため直接専用すると認められる軽自動車等 ・身体障害者等の所有する軽自動車等(当該身体障害者等と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。)を当該身体障害者等、当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者のために当該身体障害者を常時介護する者が運転するもののうち、市長が必要と認めるもの(1台に限る) ・その構造が専ら身体障害者等の利用に供されるためのもの 	<p>【納期】 5月1日～31日</p> <p>【標識紛失時の弁償金】 200円</p> <p>【減免】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益のため直接専用すると認められる軽自動車等 ・身体障害者等の所有する軽自動車等(当該身体障害者等と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。)を当該身体障害者等、当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者のために当該身体障害者を常時介護する者が運転するもののうち、町長が必要と認めるもの(1台に限る) ・その構造が専ら身体障害者等の利用に供されるためのもの 	
市(町)たばこ税	<p>【税率】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧3級品以外の製造たばこ 1,000本につき 3,298円 ・旧3級品の製造たばこ 1,000本につき 1,564円 <p>【納期】 毎月末日までに前月分が申告・納税される</p>	<p>【税率】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧3級品以外の製造たばこ 1,000本につき 3,298円 ・旧3級品の製造たばこ 1,000本につき 1,564円 <p>【納期】 毎月末日までに前月分が申告・納税される</p>	現行のとおりとする。

項目(区分)	現 況		具体的な調整内容
	真 岡 市	二 宮 町	
鉱産税	<p>【税率】 鉱物の価格の1% ただし、毎月1日から末日までの間に採掘された鉱物の価格の合計額が200万円以下の場合には0.7%</p> <p>【納期】 毎月15日から末日までに前月分が申告・納税される</p>	<p>【税率】 鉱物の価格の1% ただし、毎月1日から末日までの間に採掘された鉱物の価格の合計額が200万円以下の場合には0.7%</p> <p>【納期】 毎月15日から末日までに前月分が申告・納税される</p>	現行のとおりとする。
特別土地保有税	<p>【納税義務者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取得分 1月1日に所有する土地の面積が5,000㎡以上の者 ・保有分 1月1日前1年以内又は7月1日前1年以内に取得した土地が5,000㎡以上の者 <p>【税率】(一定税率)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取得分 取得価格の3% ・保有分 取得価格の1.4% <p>【納期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取得分 2月と8月に申告納付 ・保有分 5月に申告納付 <p>※平成15年度税制改正により課税停止</p>	<p>【納税義務者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取得分 1月1日に所有する土地の面積が5,000㎡以上の者 ・保有分 1月1日前1年以内又は7月1日前1年以内に取得した土地が5,000㎡以上の者 <p>【税率】(一定税率)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取得分 取得価格の3% ・保有分 取得価格の1.4% <p>【納期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取得分 2月と8月に申告納付 ・保有分 5月に申告納付 <p>※平成15年度税制改正により課税停止</p>	現行のとおりとする。

項目(区分)	現 況		具体的な調整内容
	真 岡 市	二 宮 町	
都市計画税	【税率】 0.3% 【納期】 固定資産税と同じ 【減免】 固定資産税と同じ	【税率】 0.3% 【納期】 固定資産税と同じ 【減免】 固定資産税と同じ	現行のとおりとする。
入湯税	【税率】 ・150円／泊 ・50円／日帰り 【納期】 毎月15日までに前月分が申告・納税される 【課税免除】 ・年齢12歳未満の者 ・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 ・真岡市健康増進施設真岡井頭温泉に入湯する者 ・その他市長が特別な事情があると認める者	未実施	合併時に真岡市の制度を適用する。